

(様式 2)

事業計画書

平成 17 年 9 月 9 日

横浜市長

所在地 〒245-0017横浜市泉区飯田町 3 5 5

申請者 法人名 社会福祉法人 横浜市社会事業協会

代表者氏名 高橋 勉

1 事業計画

(1) 事業運営状況

- ア 地域における協働・連携の実績 (様式 3)
- イ 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理 (様式 4)
- ウ 個人情報管理に関する取り組み (様式 5)

(2) 事業実施方針

- ア 横浜市の施策と生活支援センターとの関連性 (様式 6)
- イ 生活支援センターが地域で果たす役割と機能 (様式 7)
- ウ 「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針 (様式 8)

(3) 具体的事業実施方針 (各業務の概要と取り組み方) (様式 9)

(4) 施設運営に関する計画

- ア 開館時間及び休館日の設定 (様式 10)
- イ 職員の勤務体制と組織図 (様式 11)
- ウ 配置する職員の資格と業務分担及び研修計画 (様式 12)
- エ 収支予算書 (様式 13)

地域における協働・連携の実績

地域ネットワーク
会議への参画

平成15年～16年、保土ヶ谷区障害者生活推進特別モデル事業「障害者支援ネットワーク会議」に参画し、身体・知的・精神の三障害統一化の流れの中で障害者が地域で生活しやすい環境作りを推進する事業に参画しました。

今年度も引き続き「保土ヶ谷区障害者生活支援ネットワーク会議」に参加し、地域に住む障害者のより豊かな生活支援の為に、支援機関・団体との連携強化に努めています。

ボランティアグル
ープ「窓」との協働

保土ヶ谷区には歴史のあるボランティアグループ「窓」があり、卓球大会や手芸教室、クリスマス会等多くのイベントを開催しています。生活支援センターも保土ヶ谷区の一員として共催や協力に努め、ボランティアグループ「窓」との連携強化に努めています。

保土ヶ谷区福祉保
健センターとの協働

- ① 家族会の存在すら知らない家族やより良い関係を求める家族へむけて家族教室を共催し支援しています。
- ② 保土ヶ谷区精神保健福祉実務担当者連絡会に参画し、保土ヶ谷区内の精神保健福祉関係機関の連携強化に努めています。
- ③ 区内のボランティア育成のため、保土ヶ谷区社会福祉協議会と共に精神保健ボランティア講座を共催しています。

保土ヶ谷支援ネット
ワークの会との協働

精神障害者地域作業所・グループホームを運営する「保土ヶ谷支援ネットワークの会」が主催する各種イベント等への共催・職員派遣を通じ、NPO 法人化して間もない「保土ヶ谷支援ネットワークの会」の発展に協力しています。

作業所・グループホー
ムへの運営委員の派遣

区内精神障害者地域作業所・グループホームそれぞれの運営委員会に、委員として職員を派遣し、利用者支援・施設運営等に協力しています。

精神保健福祉の普
及・啓発

区内小学校・中学校の福祉体験学習の場として生徒を受入れ、実際に精神障害者とふれあい、差別・偏見をなくしていくことで、誰でも住みよい社会作りに貢献する人材や将来の福祉人材の育成に協力しています。

ほどがや地域活動ホ
ーム「ゆめ」との協働

ほどがや地域活動ホーム「ゆめ」は身体・知的・精神の三障害の区別なく障害者支援を行っていくという理念の元、昨年開所しました。生活支援センターは、障害者が地域で安心して生活していく為の相談援助機関として「ゆめ」と協働しています。

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

利用者に関する
事故の対策

- ① 日頃から利用者の様子に注意して状況把握に努めます。利用者同士や利用者とスタッフ間のトラブルを未然に防ぐ意味でも病状悪化の兆候を見逃さず、早番・遅番の間で毎日開催する引き継ぎにてスタッフ間での情報の共有化を図ります。
- ② 病状悪化傾向にあり、利用に際し問題のある利用者については区福祉保健センター・医療機関・作業所・グループホーム等の関係各機関とケースカンファレンス等調整に努めます。
- ③ 万一トラブルに巻き込まれた場合、他スタッフや所長に報告の上善後策を協議します。また、事故を発見した場合応急措置を施した後、他スタッフや所長に報告の上善後策を協議します。
- ④ 善後策の協議に当たっては、区福祉保健センター・医療機関・作業所・グループホーム等の関係各機関、必要と判断される場合は生活支援センターの所轄官庁である横浜市衛生局とも十分協議の上問題解決に当たります。また、事故後速やかに事故報告書を作成し、スタッフ間で問題の検証に当たり、法人本部とも協議の上事故の再発防止に全力を挙げます。

緊急時・災害時の
対策

- ① 開館時間中台風や大雨等の自然災害に見舞われた場合(大雨・洪水等の警報が発令された場合)、市内他生活支援センター・横浜市衛生局とも協議の上、閉館時間の繰り上げ等の措置を執り利用者の安全確保に努めます。
- ② 地震等の大災害が発生した場合、利用者の安全の確保を第一に考えます。火気の使用中の時間帯(夕食サービス準備時間帯)もあるので、出火などを起こさないよう万全の措置をとり施設の安全を図ります。

安全管理等

- ① 日頃からスタッフ間で生活支援センターの安全管理について話し合いを持っています。
- ② 調理室内包丁庫の施錠・ガスの元栓の確認については特に注意をしています。
- ③ 生活支援センターに救急箱を準備しています。
- ④ 保土ヶ谷区生活支援センター消防計画書・かるがも共同防火管理協議事項を保土ヶ谷消防署へ届け出をしています。また、防火・消防訓練をしています。
- ⑤ 消防訓練については、スタッフのみではなく利用者にも避難誘導訓練に参加してもらい、実際に非常階段を使う訓練等を計画中です。
- ⑥ 自衛消防団を組織し、万一の事態に備えています。
- ⑦ 災害時用備蓄品を準備し、いざというときの災害に備えています。
- ⑧ 消防設備点検時に避難器具を使つての避難訓練を行います。
- ⑨ 生活支援センター事故対応マニュアル・災害対応マニュアルを作成中です。

《添付資料》

災害・非常時用備品リスト

自衛消防団組織図

緊急連絡網

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

個人情報管理に関する取り組み

個人情報管理に
関する考え方

- ① 生活支援センターではこれまでも多くの個人情報を取り扱い、一定の管理体制で保護してきました。本年4月1日に施行された個人情報保護法により管理体制の再構築・整備をし、徹底した個人情報の管理が必要となりました。万一不十分な管理体制のもとで個人情報の漏洩や、不適切な取り扱いが行われた場合、法に基づく行政措置がとられるだけでなく、利用者から民事上の損害賠償責任の追及、法人の社会的信用の失墜といった事態にもなりかねませんので、決してそのようなことが起きない様万全の体制を構築しなければなりません。
- ② 生活支援センターの利用者からは様々な個人情報を提供されています。差別・偏見のない世の中であるとは言い難い今の時代、「精神障害者」というだけで世間から冷ややかな目で見られてしまうことがあることを考えると、生活支援センターにおける個人情報は何よりも優先して保護されるべきものであるといえます。
- ③ 「情報を護ることが利用者一人一人の人権を護るものである」という当たり前のことを、スタッフ全員が当たり前のことと受け止められる事が大切です。利用者は私達スタッフを信頼して大切な個人情報を提供してくれるわけですから、スタッフがその信頼を裏切るような行為をすることは絶対にあってはなりません。

個人情報管理に
関する基本方針

法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ります。

具体的な取り組み

- ① 平成17年2～3月に横浜市が主催した個人情報保護法に関する研修会に7名のスタッフが参加しました。
- ② 5月23日に個人情報保護法についてスタッフ研修会(講師:更生施設横浜市中心浩生館中村生活支援課課長)を開催しました。
- ③ 9月29日に更生施設横浜市中心浩生館職員勉強会(講師:石渡和実東洋英和女学院大学教授)にスタッフが参加予定です。
- ④ 社団法人全日本精神保健福祉士協会「精神保健福祉士倫理要項・個人情報保護方針」を参考に職員教育を徹底します。
- ⑤ 社会福祉法人横浜市社会事業協会内に個人情報管理委員会が設置され、生活支援センター所長が委員となり個人情報の保護に努めています。
- ⑥ 「社会福祉法人横浜市社会事業協会個人情報保護に関する基本方針」掲示板に掲示しました。
- ⑦ 「横浜市保土ヶ谷区生活支援センター個人情報保護規定」を策定しました。
- ⑧ 今後も個人情報保護に関する研修等に積極的に参加し、スタッフの個人情報保護に対する意識の向上を図ります。

《参考資料》

社会福祉法人横浜市社会事業協会 個人情報保護に関する基本方針・個人情報管理規程
横浜市保土ヶ谷区生活支援センター個人情報の適正な管理による要綱

法人名

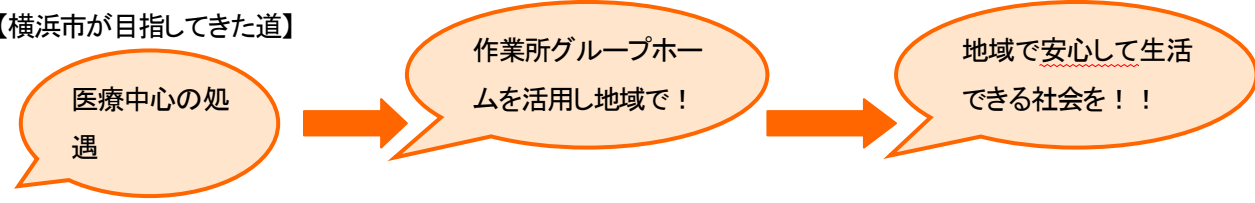
社会福祉法人 横浜市社会事業協会

横浜市施策と生活支援センターとの関連性

【精神障害者の歩んできた道】



【横浜市が目指してきた道】



横浜市の施策

① 精神障害者が病者として扱われ福祉の対象になっていなかった昭和57年当時、横浜市では全国に先駆けて精神障害者地域作業所が設置されました。その後各区に設置が進み、現在では58ヶ所を数えるに至っており、働く場や憩いの場として、精神障害者を地域で支える拠点として大きな役割を果たしています。全国的に見てもトップクラスの補助金が横浜市より支給され、マンパワーが確保され利用者支援に大きな足跡を残しています。また作業所から発展した小規模授産施設も5ヶ所に増え、精神障害者の働く場が確保されつつあります。

② 一方、生活の場を見ても、平成5年の精神保健法の改正により法制化された精神障害者地域生活支援事業(グループホーム)に先立ち、平成2年にグループホーム第1号館が設置され、現在35ヶ所のグループホームが運営されています。以上述べたように他都市が医療中心の処遇を行っていた時代から、横浜市においては精神障害者を病院内で処遇するのではなく「地域で安心して生活を送れるよう地域で支えていく」という一貫した施策に基づいて充実が図られています。

生活支援センターの役割

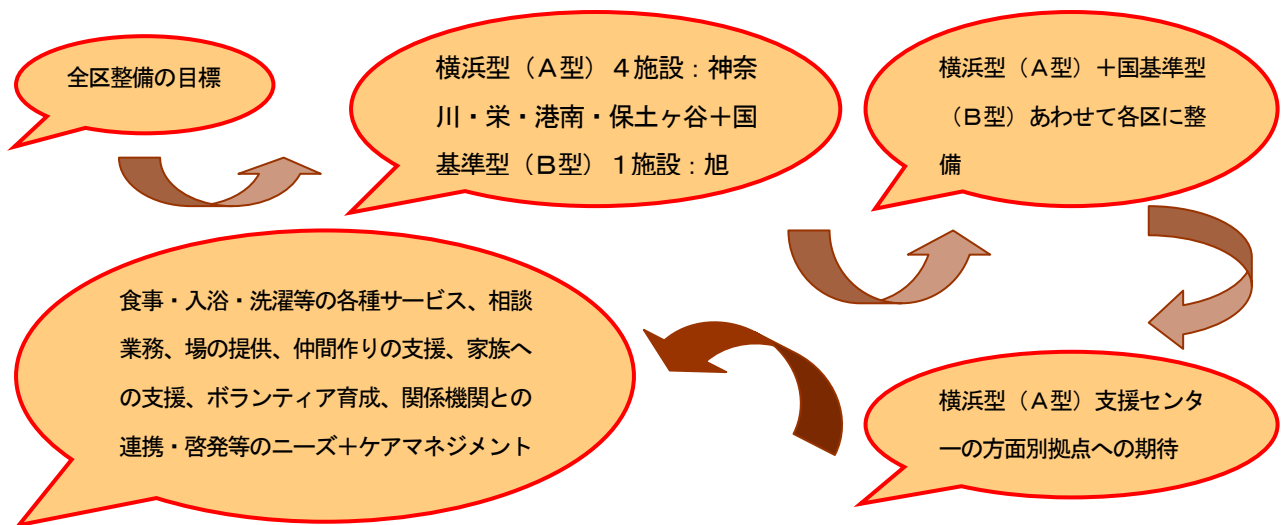
平成11年の精神保健福祉法の改正により、精神障害者地域生活支援センターが社会復帰施設の一つとして位置付けられ、「地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する問題全般についての相談、指導及び助言、精神障害者の福祉サービスの利用に関する助言、また保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設などとの連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする」と定められました。

そこで保土ヶ谷区生活支援センターでは、横浜市が目指す「障害者が地域で安心して生活できる社会」の実現に向けて、夕食・入浴・洗濯等のサービス提供や相談事業、フリースペースの提供、当事者活動や家族への支援、ボランティアの育成や地域交流活動を通じて差別偏見を取り除く啓発活動に努めます。また福祉保健センター・医療機関・社会復帰施設・地域作業所等社会資源をつなぐケアマネジメント機関としての保土ヶ谷区を中心とする全市的なサポート機関として保土ヶ谷区生活支援センター機能を果たしていきます。

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

生活支援センターが地域に果たす役割と機能



「ゆめはま2010プラン」において横浜市生活支援センターは地域で生活する精神障害者の日常支援、相談、地域における交流活動の促進を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図る法定施設として全区に展開されることになっていました。

しかし平成16年秋に出された『精神障害者生活支援センターに関する検討会報告書』で横浜市型（500㎡規模の大型の支援センター）のみの整備はコスト面から難しく、国基準型（小規模の生活支援センター）を含めて全区整備を進めることになりました。

国基準型の生活支援センターは、平成17年2月に旭区にて第1号館が開所しました。地域のネットワークの中から生まれる生活支援センターで、地域密着型であり家庭的な雰囲気強く、きめ細やかな対応が期待されますが、スタッフ数他の理由から横浜型（A型）のような長時間（9：00～21：00）、年中無休（353日開所）といった運営は難しく、横浜型（A型）の生活支援センターに期待されている点はまさしくそこにあると言えます。各区に横浜型（A型）の生活支援センターの設置が難しいことを踏まえ、横浜型（A型）生活支援センターには、方面別生活支援センターの拠点としての役割が期待されます。そこでは国基準型（B型）と連携を密にとり、長時間開館しているメリットを生かしたサービス提供で、地域生活をサポートしていく役割が期待されています。

生活支援センターの機能

- ① 12時間（9：00～21：00）・年中無休（353日）開所をすることで、区福祉保健センター・地域作業所・病院といった関係機関が閉まっている土日祝日・夜間も、電話相談を含め利用できます。
- ② 「いつも開いている」という安心感の提供ができます。
- ③ 広いスペースを生かしてイベントの開催等地域交流事業を開催できます。
- ④ 広く一般市民の利用も出来るので、実際に精神障害者とふれあうことで、差別・偏見の原因である精神障害者への無理解・誤解を解き、啓発に役立ちます。
- ⑤ 地域に点在する作業所・グループホーム・病院・クリニック・社会復帰施設・就労援助センター等の各種社会資源をつないでいくケアマネジメント機関として、地域で生活する精神障害者の自立支援に努めます。

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針

指定管理者制度の
目的

多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と効率的な経営を目的とするものです。

精神障害者生活支
援センターの場合

横浜市生活支援センターは横浜市が設置し民間の公益法人に委託された施設なので、常に市民の大切な税金で運用されていることを忘れずに、自己研鑽に努め適正な経費の執行をはかり、市民にとってよりよい施設を目指すものです。

具体的な取組
み

- ① 「開かれた支援センター」をモットーに気軽に利用でき、利用した後に『来て良かった。また来よう！』と云ってもらえる施設にします。
- ② その為、利用者・地域のニーズをアンケート等で確認しながら、常に事業の検証と対人援助の振り返りを行い、自己評価を怠らずサービスの質の向上を目指します。
- ③ 毎月開催するメンバーミーティングで、センターの利用者の声を直接聞き、皆のやりたい事・希望を実現できるように努力します。
- ④ 利用者からの生活支援センター利用に対する苦情等を解決するために、苦情受付窓口、ご意見ボックスを設置すると共に苦情解決第三者委員会を設置し、有識者を第三者委員に迎え月1回直接第三者委員に申し立てをする機会を設けています。
(保土ヶ谷区生活支援センター第三者委員)
 - ・ 石渡和実 東洋英和女学院大学教授
 - ・ 武津美樹 神奈川県精神保健福祉士協会副会長(福井記念病院相談室主任)
- ⑤ 精神障害者は、その障害の特徴として普段の何気ない会話・仕草で様々なメッセージを発信します。そのわずかな変化を見逃さず援助をしていく為には、日常の会話・ふれ合いがとても大切です。私達は必要な時に的確な援助を提供できるように、日常の何気ない会話・ふれあいを大切に、質の高い・柔軟で即応性のあるサービス提供をしていきます。
- ⑥ 現在生活支援センター便りの発行(月1回)・ホームページの開設、家族会へ参加、家族教室の開催、ボランティア講座等を行っていますが、更なる生活支援センターのPR活動を行い、地域に根ざした生活支援センターにしていきます。
- ⑦ 生活支援センターに求められる機能の一つとしてケアマネジメント機能があります。ケアマネジメントを行うときに一番大切な地域でのネットワーク作りを心掛け支援体制の強化に努めます。
- ⑧ 適正な経費の執行を図る為、公認会計士による巡回指導を受けています。

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）

<① 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施>

日中活動の場

精神障害者の中には日中行く場のない人が多くいます。「昼間から家でゴロゴロしている」と家族からさえも理解されず、誰にも相談できずに病状悪化を進めてしまう人もいます。精神障害者にとって日中活動の場は、安定した地域生活を継続していく上で大変重要な意味を持ちます。

これまでその役割を精神障害者地域作業所等が担っていました。これからもその役割が少なくなることはないと思われますが、精神障害者の生活全てを担っていくことは作業所の数の上からも機能の面（スタッフ数・メンバーの登録制等）からも難しいと言わざるを得ません。登録をしなくてもいつでも利用でき、9:00～21:00の12時間開所している生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の生活の安定に寄与し、日中の居場所として期待されています。

退院促進事業への貢献

今後10年間で社会的入院患者72,000人を退院、地域へ返していくという退院促進事業がスタートしています。

今のところ横浜市では特別な取り組みはなされておきませんが、病院関係者の間では入院中の患者さんの退院へ向けての社会資源として、生活支援センターが認知されつつあると自負するところです。

スタッフに付き添われて生活支援センターに見学後、外出・外泊訓練時に生活支援センターを利用したり、入院中の患者さん同士が連れ立ってセンターに遊びに来たりといった光景が日常的に見られています。これからも病院・クリニックへのPR活動に力を入れ「生活支援センターがあるから安心して退院しよう」と云ってもらえるような、来所しやすい明るい雰囲気と安心して過ごせる場を提供していきます。

自立・社会参加の 為の取り組み

- ① 環境の整備・皆が明るく楽しく過ごせる場を提供するため、環境の整備に努めます。
- ② 見学プログラム・就労援助センターや他生活支援センター等を皆で見学に行きます。また、見学に行きっぱなしにはせずミーティングなどの場を設定し、皆で話し合う場を作り、ピアクラブ的な集まりに発展させていきます。
- ③ 退院促進への取り組み・支援センターのプロモーションビデオを作成し、院内プログラムに取り入れてもらい入院中の患者さんに紹介してもらいます。生活支援センターを始めとする社会資源を知ってもらい、退院へ向けての不安を解消し、退院への意欲の助長に貢献し、社会復帰促進につなげます。
- ④ ピアグループの育成・仲間同士だから話せる・分かり合える・信じる事ができる・そして信頼できる。そんな出合いをセンターの中でしてもらい、仕事のこと・恋愛のこと・生活のこと・病気の事・何でも話し合える場を作っていけるよう支援していきます。
- ⑤ 就労の場の拡大・複合施設のメリットを生かし、生活支援センターだけでなく、ケアプラザや区社会福祉協議会などに清掃委託の働きかけを行い、働く場の拡大に努力します。

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

＜② 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供＞

各種サービスへの 考え方

- ① 夕食サービス…精神障害者が地域生活を送っていく上で一番の問題は毎日の食生活です。食生活が偏りがちである単身生活を送る精神障害者が、生活支援センターで1日1食でも栄養のバランスのとれた食事をとることが安定した生活につながっていきます。

また、400円～500円という負担のかからない金額と家庭的な雰囲気ですぐに夕食を提供することで、孤立しがちな精神障害者に「決して独りぼっちではない」という事を伝える場になっています。家族と同居している利用者には、家族共々利用してもらうことで家族の負担を減らし明るい家庭作りに寄与しています。

- ②入浴サービス…1回100円という安価で入浴できることで清潔の保持に努めます。
- ③洗濯サービス…1回100円(洗濯と乾燥)という安価で洗濯できることで清潔の保持に努めます。また、スタッフが洗濯の援助をおこなうことで、生活技術の獲得に寄与します。
- ④インターネットサービス…家の中に引きこもりがちで情報から遠ざかってしまいがちな精神障害者の情報の獲得と生活圏拡大のためのサービスとして10円/10分(2時間以内)と印刷代10円/1枚でインターネットサービスを提供します。

各種サービスの 現状

- ① 夕食サービス…400円(土曜日と特別メニューは500円)で毎日提供。

28. 2食/一日平均(17年度)。

毎月のメンバーミーティングで意見聴取する他、夕食サービス御意見箱を設置し利用者の意見や希望メニューの聞き出しを続けており、毎月のメニュー作成の参考にしています。

- ② 入浴サービス…100円(時間制限なし) 2. 2人/一日平均(17年度)
- ③ 洗濯サービス…100円(洗濯と乾燥) 0. 6人/一日平均(17年度)
- ④ インターネットサービス…10円/10分(2時間以内) 延べ42名利用(17年度)

各種サービスの 提案

- ① 夕食サービス…1食400円(土曜日と特別メニューは500円)で毎日提供します。今まで以上に利用者の意見を取り入れたメニュー作りを心掛けるとともに、家庭的な雰囲気作りに努力しこれからも平均28食の夕食提供を目指します。

- ② 入浴サービス…100円(時間制限なし)でのサービス提供を継続します。
- ③ 洗濯サービス…100円(洗濯と乾燥)でのサービス提供を継続します。
- ④ インターネットサービス…10円/10分(2時間以内)と10円/10分(2時間以内)と印刷代10円/1枚でのサービス提供を継続します。

＜③ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供＞

面接相談

- ① 生活支援センターが出来るまで、精神障害者の相談機関は区福祉保健センターMS WIに限られていました。生活支援センターが土日祝日、夜間(21:00まで)開館していることで相談窓口が大きく広がりました。
- ② 区福祉保健センターへの相談が制度的・医療的なものが多いのに対し、生活支援センターではより生活に密着した相談が多いことが特徴として挙げられます。
- ③ 精神保健福祉士を始めとする精神科ソーシャルワーカーが開館時間中(9:00～21:00の12時間)いつでも相談にのっています。
- ④ 生活支援センターの利用者である精神障害者にとって、生活上困ったことがあっても関係の薄い相談者への相談は、大変なストレスでありなかなか本音を話してくれません。センター内での何気ない雑談、ゲームや卓球等で時間を共有し信頼関係を築くことがとても大切であり、私達はその時間の共有を大事にしています。
- ⑤ 「主治医はいつも忙しくなかなかゆっくり話を聞いてもらえない」、「主治医にも内緒で商談したいことがある」、「主治医とは違うDr. の意見を聞いてみたい」という要望に応える形で生活支援センターには嘱託医が配置されていて、利用者からの信頼も厚く好評を博しています。
現在山口Dr. (港北病院院長)・本郷Dr. (港北病院医局長)・竹山Dr. (クオーレ医院院長)3人の嘱託医による相談を実施しています。

電話相談

- ① 生活支援センターが開館時間中(9:00～21:00の12時間)いつでも電話相談に応じています
- ② 寂しいから話し相手になって欲しいといった「心理・情緒的なもの」、病気や薬の内容についての「医療的なこと」、「仕事上の相談」、「経済的なこと」、家族や友人との人間関係の相談である「対人関係」、生活保護や精神障害者手帳について等「制度のこと」等々内容は多岐にわたっています。
- ③ 時には「死にたい」と泣き叫びながらの電話もあります。その場合は傾聴につとめ落ち着いてもらうまで辛抱強く話し続け、必要性を感じた場合医療への働きかけを行います。しかし電話の多くは寂しいから話し相手になって欲しいといったもので、生活支援センターではそういう電話の積み重ねを大切にしており、センターに足を向けてもらえるような働きかけをしています。

相談の実績(平成16年度)

面接相談	1, 653
電話相談	9, 721
医師相談	82

情報の提供

- ① 精神障害者は閉じこもりがちであるため外界から遮断されて情報不足になってしまいがちです。生活支援センターでは不足しがちな様々な情報の発信基地として情報提供を続けます。
- ② 生活センター内の掲示・ホームページの更新・関係各種の資料を取り揃える等、様々な情報を自由に閲覧できるように、情報の整備を図っていきます。

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

＜④ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援＞

自主的な活動の 目的

- ① 生活支援センターにおける自主的な活動とは、サークル活動や実行委員会形式によるイベントを通じて、同じ障害を持つもの同士が仲間の中で自尊心を回復し、活動を通じて様々なことが機能的に回復され、ひいては病状さえも軽減し、自らが病状をコントロールできるようになっていく事を目的にしています。これこそが精神科領域におけるリハビリテーションであり、同じ障害を持つ仲間から励まされ・元気づけられ・勇気をもらい生きていく自信を回復することです。まさしくエンパワメントであり、生活支援センターが大切にしている事業の一つです。
- ② 生活支援センターに仲間作りを目的に来所する利用者も多くいますが、初めて出会う仲間が多い生活支援センターでは初めはなかなか思うように仲間作りは進みません。一人一人の障害の程度も違いますし、センターの利用目的も皆違うからです。センターのスタッフは、なかなかうまく仲間作りができない利用者のきっかけ作りに手を貸し、グループが形成されるような援助をします。その後はなるべく介入はせずに、利用者の主体性に任せ見守るように心掛けています。なぜなら同じ障害を持つもの同士だからこそ相手を温かく受け入れ、様々なことを教え合うことができ、遊びや活動を通じて自分が受けてきたものを次は相手に伝えていくことができるからです。それは精神障害者が苦手とする人と人との輪を自ら作っていくということであり、生きていく上での大きな自信につながっていくものだからです。

生活支援センタ ーでの支援

- ① 保土ヶ谷区生活支援センターではこれまで当事者活動の第一人者である広田和子氏(精神医療サバイバー・福祉保健コンシューマー)・香野英勇氏(やどかりの里理事)を招き、当事者活動について利用者皆で考える機会を設けてきました。
- ② 毎月開催しているメンバーミーティングではなるべく参加しているメンバー一人一人の発言があるようにしています。また、ミーティング終了後フリートークの場として 皆が自由におしゃべりを楽しめる雰囲気作りをしています。
- ③ 現在行われているサークル活動は、生活支援センター開所当初から、利用者より「〇〇を皆でやろうよ！」という声から始まったものばかりで、絵画サークル、アンデルセンサークル(活動現在休止中)、文芸サークル、将棋サークルが行われており、先生・講師役は利用者が務めています。
- ④ バーベキュー・新年会等のイベントに利用者による実行委員会形式を取り入れ、メニューやプログラムの組み立ての段階から自主的に参加し、無事終了することで「大きなイベントをやり遂げた」という達成感を共有できた。

これからの取り 組み

- ① 保土ヶ谷区生活支援センターが開所して2年半を経過し利用者一人一人が力をつけて来たので、スタッフによる積極的な介入はなるべく避け、利用者の自治を見守るという形で当事者活動を発展させていきます。
- ② 見学者や実習生に対する案内やレクチャーを利用者に交代で任せ、センターでの役割を担うことでの生活の張りど利用者の自信の回復を進めていきます。
- ③ 電話相談の研修等に参加してもらい利用者電話相談を進めていきます。

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

＜⑤ 地域における精神障害者との交流の機会の提供＞

交流事業について

- ① 生活支援センターは市民も利用できる公の施設であるので、精神障害者に限らず広く一般の市民の方にも気軽に利用して頂けます。センター内で交流を深めてもらうことで、差別・偏見のない社会を作っていくきっかけを作っています。これも生活支援センターの果たすべき役割の一つと考えます。
- ② 生活支援センターの中だけではなく、地域の中に出ていくことで交流の機会を作っています。単身ではなかなか外に出て行くことの出来ない利用者も、仲間が何人か集まることで出掛けるきっかけになっています。

現在行っている交流事業

- ① 生活支援センター主催の夏祭りでは、昼食バイキングやビンゴ大会・盆踊り・花火と盛り沢山のメニューを準備し、普段なかなかセンターに来ることのない利用者の参加もあり大変盛り上がっています。
- ② 保土ヶ谷区精神保健ボランティアグループ「窓」主催による卓球大会とクリスマス会は、区内の作業所・グループホーム・生活支援センター等の利用者が一堂に会し、交流を深め楽しい一時を過ごす場となっています。
- ③ 保土ヶ谷区内の行事「節分」「盆踊り」「地区センターでのスポーツ大会・スポーツ教室」等に参加しています。
- ④ 区内小学校・中学校の福祉体験学習の場として生徒を受入れています。子ども達と触れあう事で利用者も優しい穏やかな表情に変わっていきます。センターの存在を知った小学生が親を連れて遊びに来てくれる等の交流が始まっています。
- ⑤ 1回／月、身体障害者・知的障害者が利用する地域活動ホーム「希望の家」で開催される交流麻雀大会に参加しています。
- ⑥ NPO法人横浜市精神障害者地域支援連合会西ブロック主催の将棋大会をかるがもビル2階で開催し、支援センターを昼食・休憩会場として提供しています。保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区・西区・泉区・戸塚区の作業所のメンバーだけでなく、病院のデイケアや生活支援センターの利用者も大会に参加し交流しています。
- ⑦ NPO法人横浜市精神障害者地域支援連合会加盟の地域作業所が実行委員となり開催しているソフトボール大会「フレンドシップ杯」に保土ヶ谷区福祉保健センター生活教室「たんぼぼ会」・精神障害者地域作業所「アートショップよこはま」・保土ヶ谷区生活支援センターの合同チームとして参加し、多くの地域作業所のメンバーと交流を深めており、昨年は準優勝でしたので今年は優勝を目指し練習に励んでいます。
- ⑧ 毎年2・3月頃開催される「かるがもフェスティバル」には1,000人以上の地域住民を来客として迎え、地域ケアプラザ・区社会福祉協議会等と全館を挙げてかるがものPRに努めています。かるがもフェスティバルを通じて生活支援センターの存在を知ってくれた区民の方も大勢います。

今後行っていく交流事業

- ① 現在行っている交流事業を継続して行います
- ② センター内の行事をもっと地域に向けてPRし、地域住民の参加やボランティアとしての参加を通じ地域交流を広めます。
- ③ 他者との交流が苦手な利用者が多いことを考えると、スポーツ・アウトドア等のイベントを企画することで交流が自然に進展していく様な企画を提案します。

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

<⑥ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援>

家族の相談について

- ① 精神障害者当事者の相談を毎日(9:00~21:00の12時間)行っているのと同じように家族の相談も随時受け付けています。
- ② 電話相談も毎日(9:00~21:00の12時間)いつでも受け付けています。
- ③ 生活支援センターに相談に来る家族の中にも家族会の存在を知らない方もいます。また、それまで地域で孤独に過ごしてきた家族が家族会に入り救われていくという例もあります。そのような家族に家族会を紹介します。

現在行っている支援・協力

- ① 保土ヶ谷区家族会「たちばな会」との良好な関係によって、家族会で生活支援センターのPRさせてもらい、多くの家族の方に利用していただいています。家族会の役員会を生活支援センターで開催したり、定例会終了後皆さんでお茶を飲んでくつろぎの一時を過ごす場として利用していただいています。
- ② 保土ヶ谷区家族会「たちばな会」定例会に参加し、家族の要望を聞く機会を設けるとともに家族の方との交流も進めています。
- ③ 横浜市生活支援センター連絡会広報委員会で作成した家族向けパンフレットを配布して生活支援センターのPRに努めています。
- ④ 「家族は生活支援センターを利用してはいけない」と誤解している家族もまだまだいます。見学その他機会あるごとに家族の方の利用を勧めています
- ⑤ 保土ヶ谷福祉保健センターと家族教室を共催し、地域で悩んでいる家族への支援をしています。今年度は「家族の対応の仕方＝当事者との上手なつきあい方」をテーマに開催し、SST(Social skills training＝社会生活技能訓練)の技法を学んでいます。

家族への支援への提案

- ① これまで通り、開館時間(9:00~21:00の12時間)電話相談を含め家族からの相談を受け付けます。
- ② 保土ヶ谷区福祉保健センターと家族教室を共催していきます。
- ③ これからも家族のニーズ調査を行い、要望に応えていきます。
- ④ 毎日生活する中で当事者と家族の間でトラブルが生じた場合など、お互いが冷静になるための時間が必要となときに生活支援センターをレスパイト的に利用してもらえるよう提案していきます。
- ⑤ 今後も定例会の出席やイベントへの参加を通じて保土ヶ谷区家族会「たちばな会」との連携強化に努めます。また、「たちばな会」を通じ横浜市精神障害者家族会連合会Bブロック「なごみ会」(旭区・瀬谷区・泉区・保土ヶ谷区家族会)との協働を目指します
- ⑥ 家族会の存在等も知らず地域で悩んでいる家族へ、家族会入会の働きかけを保土ヶ谷区福祉保健センター・保土ヶ谷区家族会「たちばな会」と協働して行っていきます。

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

<⑦ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業>

人権意識の徹底

生活支援センターの利用者の多くは、「精神障害者だから」という名のもとに、いわれない差別と偏見の中で生きてきたということを、私達スタッフが忘れる事なく向き合っていくかねばなりません。スタッフ一人一人がこのことを肝に銘じて毎日利用者に接していく為に、研修会等に参加し人権意識の向上に努め、人権侵害を絶対に起こさないこととします。

バースディカードの発送

精神障害者は手紙を含め他人との交流が少ない生活を送っています。単身者も多く、誕生日を祝ってもらえない人もいます。誕生日という大切な日の喜びを分かち合うため、生活支援センター利用者にバースディカードを送っています。「生活支援センターからのバースディカードが届いたよ、ありがとう」というお礼の電話をもらうことも数多くあります。

しばらく生活支援センターから遠ざかっていた利用者の再来所を促すきっかけとして、いつも利用しているくれる利用者には感謝の気持ちを込めて、スタッフ一人一人が手書きでメッセージを書き発送しています。登録者750名余りのうちバースディカード発送を希望される方が500名近くおりこれからも継続していきます。

訪問・同行活動の強化

生活支援センターの利用者の中には時々引きこもってしまう利用者がいます。生活支援センターにおける訪問・同行活動は、地域生活を送っている人の実態を知り、より生活実態に即した援助を提供するために必要な活動です。

また地域には生活支援センターの存在を知らない精神障害者も多く存在します。そのような人達に対し支援センターに来所してもらえるように、PRと関係作りをしていきます。それが地域に引きこもっている人達の社会参加の第一歩になるからです。その為の訪問・同行活動を関係各機関とも調整・連携の上、活発に行っていきます。

生活支援センター存在の意義

これまで少ない社会資源の中で提供できるサービスは限られており、スポット的な援助しかできないのが現状でした。しかし地域生活全般を支える生活支援センターの登場により包括的な援助が提供できるようになりました。

日常生活の細々とした場面での援助を必要とする精神障害者の相談は、社会復帰・社会保障・就労支援等必ずしも分類・計上できるものではありません。生活支援センターは精神保健福祉活動の要として地域の特性やニーズに即し、個々の利用者・地域住民の要望に対し柔軟で即応性に富んだ活動を展開していきます。

開館時間及び休館日の設定

現行の開館時間・
休日設定

- ① ビルメンテナンス等の為、月1回(第4月曜)が休館日です(祝日と重なった場合は翌日が休館日)。
- ② 開館時間は9:00～21:00の12時間です。

現行の設定のメリ
ット

- ① 役所が閉まっている土日祝日・夜間も利用できます。
- ② いつも開いているという安心感を提供しています → 病状の安定に貢献しています。
- ③ 利用出来る時間が長いので利用の幅が広がっています。

現行の設定のデメ
リット

- ① 2交代制勤務のため職員の少ない時間帯があります。
- ② 353日運営のため、月1回の休館日にしか全職員が揃いにくい状況であり、職員間の意思疎通や意志決定の統一化に時間がかかってしまっています。
- ③ 休館日に相談が出来ないという意見もあります。

開館時間・休日に
対する考え方

- ① 午前中や20:00過ぎの利用者は少ないが、開いている事の安心感の提供や居場所としてニーズが高くなっています。
- ② 他機関の休みや業務終了後の時間帯のフォローが生活支援センターにとっての重要な役割の一つです。
- ③ 生活支援センターの開館時間が長いと利用者の生活リズムを崩すという意見がありますが、現行の21:00まで開館していることの大切さを訴える声が大変大きくなっています。
- ④ 休館日はビルのメンテナンス等にあてられています、スタッフにとっても運営に関する会議やケース会議等の貴重な時間として充てられています。
- ⑤ スタッフ全員で病院や精神障害者社会復帰施設、特に他生活支援センターを見学し見聞を広め、より良いセンターを目指すための研修に充てることが出来ます。

開館時間・休日に
関する提案

- ① 開館時間は現行通り9:00～21:00の12時間とします。
- ② 休館日を月1回と設定し(ビルのメンテナンス、スタッフ会議・研修を実施)、日付については原則第4月曜日とします。
- ③ 平成16年秋に開所した「ほ도가や地域活動ホームゆめ」と連携を深め、時間外の相談体制の確立に向け努力していきます。
- ④ 休館日はスタッフ会議を開催、施設運営・ケース検討会議・各種研修会等に充て生活支援センタースタッフの意識統一と資質向上のために有効に利用します。
- ⑤ 休館日も緊急の電話相談に対応します。

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

職員の勤務体制と組織図

現在の職員体制

- ① 所長 1名
- ② 精神科ソーシャルワーカー 6名
- ③ 無休化対応アルバイト 1名
- ④ 嘱託医 3名(各人1～2回/月)
- ⑤ 調理アルバイト 9名(各人2～5回/月)

職員雇用に対する考え方

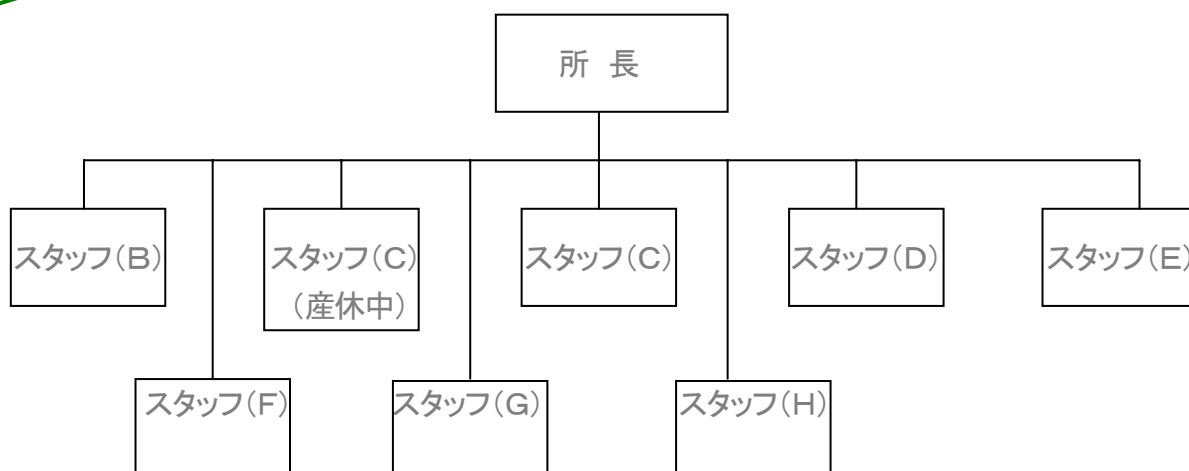
生活支援センター精神科ソーシャルワーカーには、利用者や家族の日常生活相談・各種サービスの提供の他、区福祉保健センター・地域作業所・グループホーム・病院・社会復帰施設等との関係構築、場の提供、仲間作りの支援、ボランティアの育成等々様々な取り組みが要求されます。この為、生活支援センターのスタッフには大変大きな期待がかかり、採用時からより良い人材を求めて参りました。

人材の確保こそがセンターを育て、法人発展の礎であるということから、常勤職員はもとより非常勤職員には『保土ヶ谷区生活支援センターにおける嘱託職員の終業及び給与に関する運用要綱』を設け優秀な職員確保に努めています。

職員の勤務態勢

- ① 勤務時間(常勤職員/非常勤職員共に)
早番 8:45～17:30(休憩12:15～13:00)
遅番 13:00～21:30(休憩18:30～19:15)
- ② 休日
常勤職員(所長を含む4名):4週8休
非常勤職員:4週12休
常勤職員・非常勤職員共に祝日・有給休暇・特別有給休暇制度あり

組織図



法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

配置する職員の資格と業務分担及び研修計画

配置職員の
資格・経歴等

① 施設長(A):精神保健福祉士

昭和 58. 5. 1 更生施設横浜市中心浩生館浩指導員として入職

平成 3.10. 1 更生施設横浜市中心浩生館浩指導課主任

平成 9. 1. 1 更生施設横浜市中心浩生館浩指導課長

平成 14.10. 1 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター開所準備室担当課長

平成 15. 2. 1 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター課長

平成 17. 4. 1 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター所長

(センター外での活動)心神喪失者等医療観察法精神保健参与員、神奈川県精神保健福祉士協会選挙管理委員、NPO 法人横浜市精神障害者地域支援連合会企画委員、横浜市精神保健福祉研究所スタッフ、保土ヶ谷支援ネットワークの会監事、精神障害者地域作業所「ジョブアシスト」運営委員、「ワークショップメンバーズ」運営委員、精神障害者グループホーム「パイオニアハイツB」副営委員長

② 常勤職員(B):介護福祉士

平成 9. 4. 1 身体障害者療護施設リバーサイドとつかホーム介助員として入職

平成 14. 10. 1 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター開所準備室

平成 15. 2. 1 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター精神障害者社会復帰指導員

(センター外での活動)精神障害者地域作業所「あかね工房」運営委員

③ 常勤職員(C):精神保健福祉士(産休中)

平成 13. 4. 1 医療法人鵬友会ほうゆう病院勤務

平成 15. 1. 1 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター開所準備室入職

平成 15. 2. 1 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター精神保健福祉士

④ 常勤職員(D):保育士

平成 15. 2. 7 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター精神障害者社会復帰指導員(アルバイト)

平成 16. 2. 3 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター精神障害者社会復帰指導員(非常勤職員)

平成 17. 4. 1 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター精神障害者社会復帰指導員(常勤職員)

(センター外での活動)精神障害者グループホーム「グリーンウッド仏向」運営委員

⑤ 非常勤職員(E):小学校教諭・幼稚園教諭・保育資格・介護福祉士・調理師

昭和 57. 5. 川崎市民生局しいのき学園勤務

平成 12. 4. 1 精神障害者地域作業所「ワークショップメンバーズ」勤務

平成 15. 1. 1 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター開所準備室(非常勤職員)

平成 15. 2. 1 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター精神障害者社会復帰指導員(非常勤職員)

⑥ 非常勤職員(F)

平成 16. 2. 7 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター精神障害者社会復帰指導員(アルバイト)

平成 16. 10. 1 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター精神障害者社会復帰指導員(非常勤職員)

(センター外での活動)精神障害者地域作業所「アートショップよこはま」運営委員

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

配置する職員の資格と業務分担及び研修計画

⑦ 非常勤職員(G)

平成 15. 9. 27. 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター精神障害者社会復帰指導員(アルバイト)

平成 17. 4. 1. 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター精神障害者社会復帰指導員(非常勤職員)

⑧ アルバイト(H)

平成 17.3. 28. 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター精神障害者社会復帰指導員(アルバイト)

⑨ 産休代替アルバイト(I)

平成 17.5. 16. 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター精神障害者社会復帰指導員(アルバイト)

業務分担

① 開館・閉館の準備、利用者との関わり(電話相談・面接相談や余暇支援、夕食作り等)は全員で対応します。

② 作業所・グループホームの運営委員会は(A)(B)(D)(F)で分担しています。

③ 月別主要行事も責任者を1名配置し、必要に応じ他スタッフが補助にまわります。
毎月開催するスタッフ会議にて体制を確認、開催するイベントにはなるべく多くのスタッフを配置しています。

④ 横浜市生活支援センターのスタッフの交流と資質向上の為にスタートした横浜市生活支援センター連絡会、幹事会・広報委員会・調査研修委員会・企画委員会も全スタッフが担当しています。

《参照資料》 業務分担表

研修計画

① 横浜市が委託しているNPO法人横浜市精神障害者地域支援連合会・横浜市精神保健福祉研究所主催の各種研修会に参加し、職員の資質向上に努めます。なお、現在スタッフ2名が横浜市精神保健福祉研究所スタッフとして参加中です。

② 神奈川県社会福祉協議会・横浜市社会福祉協議会主催の各種研修会に参加し、職員の資質向上に努めます。

③ 全国精神障害者社会復帰施設協会主催の各種研修会に参加し、職員の資質向上に努めます。

④ 横浜市生活支援センター連絡会研修委員会主催、新人職員研修に経験年数3年未満の新人職員が参加し、対人援助技術向上等に努めます。

⑤ 所長を含む全スタッフが夕食サービスに従事することから、衛生面での万全を期す為に、スタッフ全員が食品衛生管理者の資格取得に努めます(現在4名取得済み)。

⑥ 休館日を利用し、区福祉保健センター・社会福祉協議会・あんしんセンターの役割や成年後見人制度、心神喪失者等医療観察法、障害者自立支援法等、精神障害者を取り巻く情報の収集に努めるとともに精神保健福祉全般の研修に努め資質向上に努めます。

⑦ 事故や災害に備え、横浜市消防局が主催する救命講習を全スタッフが受講し、いざという時に冷静に対処できるようにします。

法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

(様式 13)

収 支 予 算 書

(単位：千円)

【収入】

科 目	金 額	内 訳
指定管理料	48,654	人件費・施設管理費・運営費
合 計	48,654	

【支出】

科 目	金 額	内 訳
人 件 費	40,581	
施 設 管 理 費	4,345	
光熱水費	2,499	電気、ガス、水道
委託料	1,846	定期清掃、設備点検、機械警備等
運 営 費	3728	
旅 費	120	一般旅費
一般物品費	1,339	事務消耗品、各種機関紙他
印刷製本費	200	事業計画報告書・予算決算書、パンフレット、センター便り印刷他
修繕費	100	小修理、蛍光灯等
役務費	371	切手代60、電話料金240、振込手数料50、火災保険21
借料損料	410	コピー保守160、ネットワーク保守190、経理保守60
備品費	600	備品購入、各種行事用他
施設賠償保険	188	全精社協総合補償制度C1タイプ
雑 費	400	各種会費50、各種研修参加費250、普及啓発事業講師謝金100
合 計	48,654	

法人名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
-----	------------------